

誰にも相談できなくて、困っていませんか。勇気を出して相談してください。
何か方法が見つかるかもしれません



人工妊娠中絶について

人工的に赤ちゃんを母体外に出すことを「人工妊娠中絶」と言います。これは『母体保護法』という法律にのっとり行われます。法律的に可能なのは、満22週未満です。

満22週以降は中絶できませんので、できるだけ早く産婦人科を受診して相談することが大切です。

妊娠12週未満を「初期中絶」、妊娠12週以降22週未満を「中期中絶」といい、中期中絶は入院が必要となる場合があります。

「産まない」決断をしたときは、早い時期（妊娠12週未満まで）に中絶手術を受けた方が、身体への負担が少なくなります。

しかし安易に決断するのではなく自分の気持ちをきちんと整理し、パートナー、ご家族とよく話し合いましょう。相談できる相手がない時には、保健室の先生や母子保健課に相談してください。



学校について



妊娠したからといって、学校を退学しないといけないわけではありません。急いで結論をださず、自分がどのように生きていきたいかを考えて進路を考えましょう。自分の気持ちを整理して、ご家族とよく話し合いましょう。出産しても家族と協力して学校を続けたり、新たな学校に進路を変えることもできます。

もし、すでに退学しまったけれど、出産後また学びたいという気持ちがでてきたら、その気持ちをサポートする方法もあります。

一人で考えられない、家族に相談しにくいという場合は、保健室の先生や母子保健課に相談してください。



奈良市母子保健課 電話0742-34-1978